大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により姶良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和6年3月11日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和6年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス隼人店 霧島市隼人町真孝45番 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第5条第1項の規定による新設に関する届出 令和5年10月19日
- 3 意見の概要
  - (1) 騒音,振動規制法をはじめ、その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を 損ねることがないよう十分留意し、周辺住民への周知も図ること。なお、空調など、騒音 ・振動等の環境変化の発生を伴う施設等の配置・設置に際しては、近隣住民宅に隣接した 箇所を避ける等、騒音、振動規制法をはじめ、その他公害防止関係法令の観点から十分配 慮して行うこと。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処 すること。なお、開発に伴う騒音、振動、周辺地域に与えると予想される環境の変化につ いては、事前に周辺住民に十分説明を行い対応すること。
  - (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外のため届出等は不要である。工事途中において遺跡・異物等が出土した場合は、現状を変更することなく霧島市教育委員会に連絡すること。
  - (3) 法定外公共物内における工事を行う場合は、占用許可申請または施工許可申請を提出すること。
  - (4) 外観の変更がある場合は、景観計画及び景観条例に基づき、届出を提出すること。
  - (5) 近場に小・中学校が位置していることから、登下校時あるいは少年団、部活動終了後、子供たちだけの集会場とならないよう注意すること。
  - (6) 下水道区域内のため、下水道へ接続すること。